南九州ケーブルテレビネット株式会社 映像使用規約

南九州ケーブルテレビネット株式会社(以下「MCT」という。)が所有する映像を使用する者 (以下「使用者」という。)は、映像使用規約(本規約)の使用条件の全てに同意した上で、申請するものとする。

- 第1条(使用目的) 映像の使用目的は、教育、研究、成果発表又はMCTが特に認めたものに限る。 第2条(第三者の権利の保護) 映像の使用によって第三者の著作権、著作隣接権、肖像権、プライ バシー権、名誉権、パブリシティ権その他の権利を侵害するおそれがあるときは、使用者は、自ら の費用と責任で、映像の出演者の承諾を得るなど必要な措置を講じ、当該第三者の権利を侵害する ことのないようにしなければならない。
- 2 映像の使用によって第三者の権利を侵害したときは、使用者が自らの費用と責任で解決するもの とし、MCTは一切責任を負わないものとする。
- 第3条(使用許諾の条件) MCTは、次の各号に掲げる場合には、映像の使用を許諾しないことができる。
 - (1) 映像の使用目的が第1条に違反すると認められるとき
 - (2) 使用する映像が係争中又はそれに準ずる問題を取り扱ったものと認められるとき
 - (3) 前条の規定に違反し、第三者の権利を侵害するおそれがあると認められるとき
 - (4) その他MCTが映像の使用を許諾すべきでないと判断したとき
- 第4条(保証) MCTは、映像に瑕疵がないことを一切保証するものではない。
- 2 MCTによる映像の使用承諾は、当該映像の使用が第三者の権利を侵害するおそれがないことを 保証するものではない。
- 3 MCTは、使用を許諾した映像について、瑕疵担保責任その他一切の責任を負わないものとする。
- 4 使用許諾期間中だけでなく使用許諾期間終了後においても、映像を使用する際に何らかの問題や 紛争が生じた場合には、使用者が自らの責任と費用で解決するものとし、MCTに一切迷惑や負担 をかけないものとする。
- 第5条(表示義務) 使用者は、映像を使用するときは、映像が表示される同一の画面等に、「制作・著作

南九州ケーブルテレビネット株式会社」という表示及びアナウンスをしなければならない。

- 第6条(禁止事項) 使用者は、次の行為を行うことはできない。
 - (1) MCTの名誉及び信用を毀損する一切の行為
 - (2) 映像の改変その他MCTの著作者人格権を侵害する行為
 - (3) 映像の複製、上映、頒布、譲渡、貸与、二次的著作物の創作その他MCTの著作権及び著作隣接権を侵害する行為
 - (4) 映像を使用する権利の全部又は一部の譲渡、貸与又は担保提供
- 第7条 (調査への協力) 本規約、許諾書記載の使用条件及び法令の遵守状況についてMCTが調査を行う必要がある場合には、使用者は、照会に対する回答、資料の提出その他必要な協力を行うものとする。
- 第8条(使用条件の変更等) MCTは、使用許諾期間内であっても、理由の如何を問わず、使用許 諾条件を変更し、又は、使用許諾契約を解約することができる。
- 第9条(解除) 使用者が本規約、許諾書記載の使用条件等に違反したときは、MCTは、何らの催告をすることなく直ちに使用許諾契約を解除することができる。
- 第10条(使用許諾期間終了後の措置) 第10条の解約、前条の解除その他の理由によって使用許 諾契約が終了した場合には、使用者のもとに映像が一切残らないようにしなければならない。
- 第11条(損害賠償) 使用者は、いかなる場合であっても、MCTに損害賠償請求その他一切の請求を行わないものとする。
- 第14条(規定外事項) 本規約及び許諾書に定めのない事項については、MCTと使用者が誠意を もって協議する。